

# 雨水タンク・浸透ますに 補助金を交付します

近年、宅地化の進展や急な豪雨により、浸水被害や地下水位の低下が起っています。そこで栃木市では、雨水の流出を抑制し有効利用するため「雨水タンク」や「浸透ます」を設置する方に対し、補助金を交付いたします。交付を受けるには、設置前に補助金の交付申請が必要です。

## 雨水貯留施設（雨水タンク）

屋根に降った雨水を一時的に貯留し、散水用の水や災害時のトイレの流し水などに利用するための設備（市販の雨水タンク、不要浄化槽からの転用品等）



## 雨水浸透施設（浸透ます）

屋根に降った雨水を、地下に浸透させるための設備

（市販の雨水浸透ます等）

## 補助対象者

自らの専用住宅<sup>(※1)</sup>に『雨水タンク』または『浸透ます』を設置する方  
年度内に工事完成見込の方で市税等<sup>(※2)</sup>の滞納がない方

<sup>(※1)</sup> 主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物

<sup>(※2)</sup> 市税、水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金

## 補助金額

施設区分	要件	補助金額	設置基数
雨水タンク	容量が150リットル以上 （市販の雨水タンク、自家製作品）	設置に要した金額の 2分の1以内 （上限30,000円）	1敷地に 1基まで
浸透ます	内径30センチメートル以上の コンクリート製又は樹脂製で、 蓋付の市販製品を使用する	設置に要した金額の 2分の1以内 （上限50,000円）	1敷地に 4基まで

申請は随時受け付けますが、予算が無くなり次第終了となります。  
施設の設置に当たっては市が別に定める設置基準に従ってください。



## 雨水貯留・浸透施設設置補助金申請留意事項

### 申請の留意事項

#### 1 交付申請書

- ・見積額（税込）の2分の1で各施設の上限額と1,000円未満の端数の切捨てに注意して、申請額を記入してください。

例：貯留施設 見積額 65,000円 → 申請額 30,000円（貯留施設の補助上限額）  
浸透施設 見積額 83,500円 → 申請額 41,000円（1/2で端数750円を切り捨て）

- ・補助対象となるのは、1敷地内に貯留施設は1基まで、浸透施設は4基までの見積額となりますのでご注意ください。

#### 2 平面図及び案内図

- ・手書きもしくは既存地図の写し等を活用してご用意ください。
- ・申請者氏名、申請者住所、設置場所（設置箇所の地番）を明記してください。

#### 3 見積書及び施設構造図

- ・見積に含まれるのは本体の材料費及び本体の施工費です。貯留施設については、継手部品や雨どい加工までとし、施設の周辺を囲う柵や架台等は含めないでください。ただし、架台が本体製品に同封されている場合など本体と別売りになっていないものは、この限りではありません。
- ・貯留施設、浸透施設ともに設置する製品図（カタログの写し等）を添付してください。

#### 4 その他

- ・市税等の納入状況確認に氏名の読み（フリガナ）と生年月日が必要になりますので、申請書提出時に窓口で確認させていただきます。
- ・補助金の交付が決定される前に設置した場合は補助対象となりませんので、必ず設置前に申請してください。また、市が定める設置基準に従って設置してください。
- ・交付決定後、施設内容や見積額等に変更が出た場合は必ずご連絡ください。

### 完了報告の留意事項

#### 1 完了報告書

- ・設置が完了した日から30日以内又は申請年度の3月末日までに提出してください。

#### 2 工事写真

- ・別紙の工事写真の撮り方・留意事項等を参考に、撮り忘れがないようにしてください。

#### 3 交付請求書

- ・完了報告書と同時に提出しても差し支えありませんが、請求日は記入しないでください。
- ・交付決定通知書の写しを添付してください。

#### 4 その他

- ・完了報告書の提出後に現地検査を実施いたします。申請人の立会は必要ありませんが、敷地に立ち入らせていただきますことをご了承ください。



栃木市マスコットキャラクターとち介

※その他不明な点は下記までお問い合わせください。

栃木市 上下水道局 下水道建設課 管理係  
TEL 0282-25-2109 FAX 0282-25-2220  
Mail gesuido04@city.tochigi.lg.jp